③　前記②の場合、既に弁済期が経過していた分割金の未払額がある場合は、その金額を、従前の保証契約所定の事由が発生した後に最初に到来する弁済期に加算して弁済する。

第４節　権利の変更と弁済に関するその他の事項

１　弁済の場所等

更生計画による弁済は、弁済時における会社の本店所在地において行う。

債権者が銀行口座等への振込を求めたときはその指定に従い、振込費用は会社の負担とする。

２　放棄・取下債権の取扱

更生手続開始決定日以降、更生担保権・更生債権の放棄又は取下がなされたときは、更生計画の権利の変更及び弁済方法の定めは、残債権額を基準として行う。

３　債権譲渡等の取扱

更生手続開始決定日以降、更生担保権・更生債権の譲渡又は移転がなされたときは、更生計画の権利の変更及び弁済方法の定めは、譲渡または移転前の債権額を基準として行う。なお、一部譲渡又は移転の場合には、新旧権利者双方がその債権額に按分して免除額を負担する。

４　端数処理

⑴　更生担保権・更生債権の権利変更において生じる免除後の債権額の１円未満の端数は、これを切り上げて支払う。

⑵　免除後の債権の分割によって生じた年額1,000円未満の端数は、最終弁済期日の分割弁済分以外はそれぞれ1,000円に切り上げ、最終弁済期日の前回までの分割弁済額の合計額を総弁済金額から控除した金額を、最終弁済期日の弁済額とする。

⑶　各債権者について免除後の債権額を1,000円で除した数の整数部分が第３章第１節乃至第３節に規定する弁済回数を下回る場合、当該債権者に対しては、平成25年６月末日に免除後の債権額全額を一括して弁済する。

５　繰上げ弁済

会社の資金状況によって、本更生計画によって分割弁済の対象となっている債権を繰上げて弁済することができる。但し、更生手続の終結前は裁判所の許可を得て行う。なお、繰上げ弁済にあたっては、更生計画に基づく各弁済期日から繰上げ弁済日まで、年５％の割合による中間利息を控除することができるものとする。

第４章　未確定更生債権等の措置

第１節　査定申立等

１　未確定更生担保権

別表11―１「未確定更生担保権一覧表」記載の更生担保権については、管財人が同表「更生担保権と認めない額」欄記載のとおりに異議を述べたため、同表記載の債権者から、「更生担保権査定請求額」欄記載の額について更生担保権査定の申立があり、現在係属中である。

２　未確定更生債権

別表11―２「未確定一般更生債権一覧表」記載の更生債権のうち、整理番号１～４については、管財人が同表「更生債権として認めない額」欄記載のとおりに異議を述べたため、同表記載の債権者から、「一般更生債権査定請求額」欄記載の額について更生債権査定の申立があり、現在係属中である。また、整理番号５～10については、更生手続開始決定当時訴訟係属中の債権につき、同表「更生債権として認めない額」欄記載のとおりに異議を述べ、訴訟を受継したものであり、現在も訴訟係属中である。整理番号11～13については、管財人が同表「更生債権として認めない額」欄記載のとおりに異議を述べたが、本計画案提出時点において査定申立期間の終期が経過していない。

第２節　未確定更生債権等の措置

１　未確定更生担保権

別表11―１「未確定更生担保権一覧表」記載の更生担保権が確定したときは、更生担保権として確定した額については前記第３章第１節の定めを適用し、既に弁済期が経過していた分割金の未払額がある場合は、その金額を、確定後最初に到来する弁済期に加算して弁済する。この場合、当該担保権者が有していた権利変更前の一般更生債権の確定債権額は、未確定更生担保権が確定した額と同額が更生計画認可決定時に遡って減額されたものとみなし、減額後確定債権額について、前記第３章第３節の定めを適用する。但し、当該担保権者に対して代物弁済として前記第３章第３節２⑴③の定めに従い会社が発行する新株式が割当てられていた場合であって、且つ、その株式数が減額後確定債権額について割当てられる新株式の数を超えたときは、当該担保権者は、超過する数の新株式を管財人が指定する者に無償で譲渡するものとする。

２　未確定更生債権

別表11―２「未確定一般更生債権一覧表」記載の未確定更生債権が確定したときは、確定した債権の金額に応じて第３章第３節の定めを適用し、既に弁済期が経過していた分割金の未払額がある場合は、その金額を、確定後最初に到来する弁済期に加算して弁済する。また、この結果、新株式による代物弁済を行う必要がある場合は、確定から３か月を経過する日の属する月の末日にこれを行うものとする。

第５章　担保権等の措置

第１節　存続する担保権・存続しない担保権

１　存続する担保権

⑴　継続使用不動産にかかる更生担保権

①　別表12―１「存続する担保権一覧表（継続使用不動産）」記載の更生担保権は、更生計画認可決定後も同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で、従前の順位により存続し、同表記載の根抵当権の担保すべき元本は、認可決定によって同表「新しい債権額」欄記載の額に確定する。

②　同表記載の根抵当権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該根抵当権の元本確定登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。

③　同表記載の更生担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、債権額または極度額を同表の「新しい債権額」欄記載の額に減額するための変更登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。

④　同表記載の更生担保権の被担保債権の弁済が完了したときは、同表の担保権は消滅する。この場合、更生担保権者はすみやかに当該担保権の抹消登記手続をするものとし、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に対し交付する。なお、管財人が上記②の元本確定登記手続及び③の変更登記手続を省略し、被担保債権の弁済完了後に担保権の抹消登記手続を行うことを妨げない。

⑵　処分予定不動産にかかる更生担保権

①　別表12―２「存続する担保権一覧表（処分予定不動産）」記載の担保権は、更生計画認可決定後も同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で、従前の順位により存続し、同表記載の根抵当権の担保すべき元本は、認可決定によって同表「新しい債権額」欄記載の額に確定する。

②　同表記載の根抵当権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該根抵当権の元本確定登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。

③　同表記載の更生担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、債権額または極度額を同表の「新しい債権額」欄記載の額に減額するための変更登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。

④　同表記載の担保権は、次のいずれかの場合に消滅する。

イ　管財人が第３章第１節２⑵①記載の売却手続により売買契約を締結したとき

ロ　管財人が第３章第１節２⑵③に従い更生担保権者に担保不動産を代物弁済したとき、又は更生担保権者が管財人に対し代物弁済を希望しない旨を表示したとき